

最先端研究開発戦略的強化事業の継続実施に当たっての運用について(案)

平成 23 年 月 日
総合科学技術会議

最先端研究開発戦略的強化事業の継続実施に当たっては、「最先端研究開発戦略的強化事業運用基本方針」(平成 22 年 4 月 27 日総合科学技術会議決定。以下「基本方針」という。)に沿って実施するものとする。

ただし、基本方針 1. (2)②に掲げる、国際シンポジウム等最先端研究開発支援プログラム全般及び当該中心研究者・研究課題の研究内容を広く公開する活動(以下「公開活動」という。)の対象事業の選定手続きについては、基本方針にかかわらず、以下の手順により行うこととする。

- 1 科学技術政策担当大臣、科学技術政策を担当する内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官、並びに総合科学技術会議の議員のうち内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 29 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる者による会合(以下「調整会合」^(注)という。)は、公開活動の提案を募り、対象となる事業及び助成額を決定する。
- 2 調整会合の決定をもって総合科学技術会議の決定とし、文部科学省に通知する。

(注)調整会合については、基本方針において設置を規定済み。